

第3節 環境の保全と創造に関する条例

1 大津市環境基本条例

平成7年9月、昭和48年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応するためのもので、環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

環境基本条例の体系

前文

豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則								
<table><tr><td colspan="2">第 1 条 目的</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</td></tr></table>					第 1 条 目的		環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	
第 1 条 目的								
環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。								
第 3 条 基本理念								
①健全で恵み豊かな環境の将来にわたっての維持	②人の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全	③生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全	④地域の個性を生かした快適なまちづくりの促進	⑤環境への負荷の少ない社会の構築				
第4条 市の責務		第 5 条 市民の責務	第 6 条 事業者の責務					
基本的かつ総合的施策の策定及び実施 率先した取り組み、市民、事業者に対する支援		日常生活に伴う環境負荷の低減 良好な環境保全と創造への積極的取り組み	事業活動に伴う環境保全上の支障の防止 環境負荷の低減 市民活動への協力					
第 2 章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策								
<table><tr><td colspan="2">第 7 条 環境基本計画</td></tr><tr><td colspan="2">良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</td></tr></table>					第 7 条 環境基本計画		良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱	
第 7 条 環境基本計画								
良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱								
環境上の基準	環境への配慮	良好な環境の保全と創造を推進するための施策	地球環境保全に関する地域行動計画等					
第 8 条 環境上の基準の策定	第9条 環境配慮指針の策定 第10条 市の施策策定時の配慮 第11条 事業所の環境配慮体制の整備促進	第12条 環境教育、学習の振興 第13条 市民活動の促進 第14条 情報の提供 第15条 調査研究体制の整備 第16条 報告書の作成等	第17条 地域行動計画 第18条 国際的な情報交換等					
第 3 章 環境審議会								
第 19 条 審議会の設置								
第 4 章 雑則								
第 20 条 推進体制の整備								

2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和 50 年 3 月、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としてあらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、市民、事業者の責務として、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木・保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。

3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して現代の環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成 10 年 9 月、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」(昭和 49 年 2 月制定)の全部改正を行いました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務として公害の防止並びに良好な生活環境の保全及び増進に努め、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場等の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題に対する施策などを規定しています。

4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、より良い快適環境の創造と地球環境の保全を目指したリサイクル社会を実現するため、平成 6 年 6 月、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。

この条例では、廃棄物の発生抑制、再利用の促進、環境美化等について市、市民及び事業者の責務を定めるとともに、相互に協力しなければならないとしています。

第 4 節 環境施策の推進

1 大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第 7 条に、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、平成 11 年 3 月に本計画を策定し、取り組みを進めてきましたが、平成 22 年度には計画期間を終了することから、平成 23 年 3 月に、計画期間を平成 23 年度から令和 2 年度までとする第 2 次計画を策定し、現在はこの計画に基づき取り組みを進めています。

なお、令和 2 年 11 月に計画期間を 1 年間延長し、令和 3 年度までに変更しています。

(1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例第 7 条に基づき策定したものです。

(2) 計画の特徴

ア 環境に係る全ての施策が 16 の基本施策の中に体系化された総合的な計画です。

- イ 基本施策に 35 の＜施策推進の目標＞と 22 の＜施策推進の指標＞を設け、施策推進の状況を把握します。
- ウ 望ましい環境づくりのために特に重要な課題について 6 つの重点事業を設けています。
- エ 市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置付けた行動型の計画です。

(3) 計画の枠組み

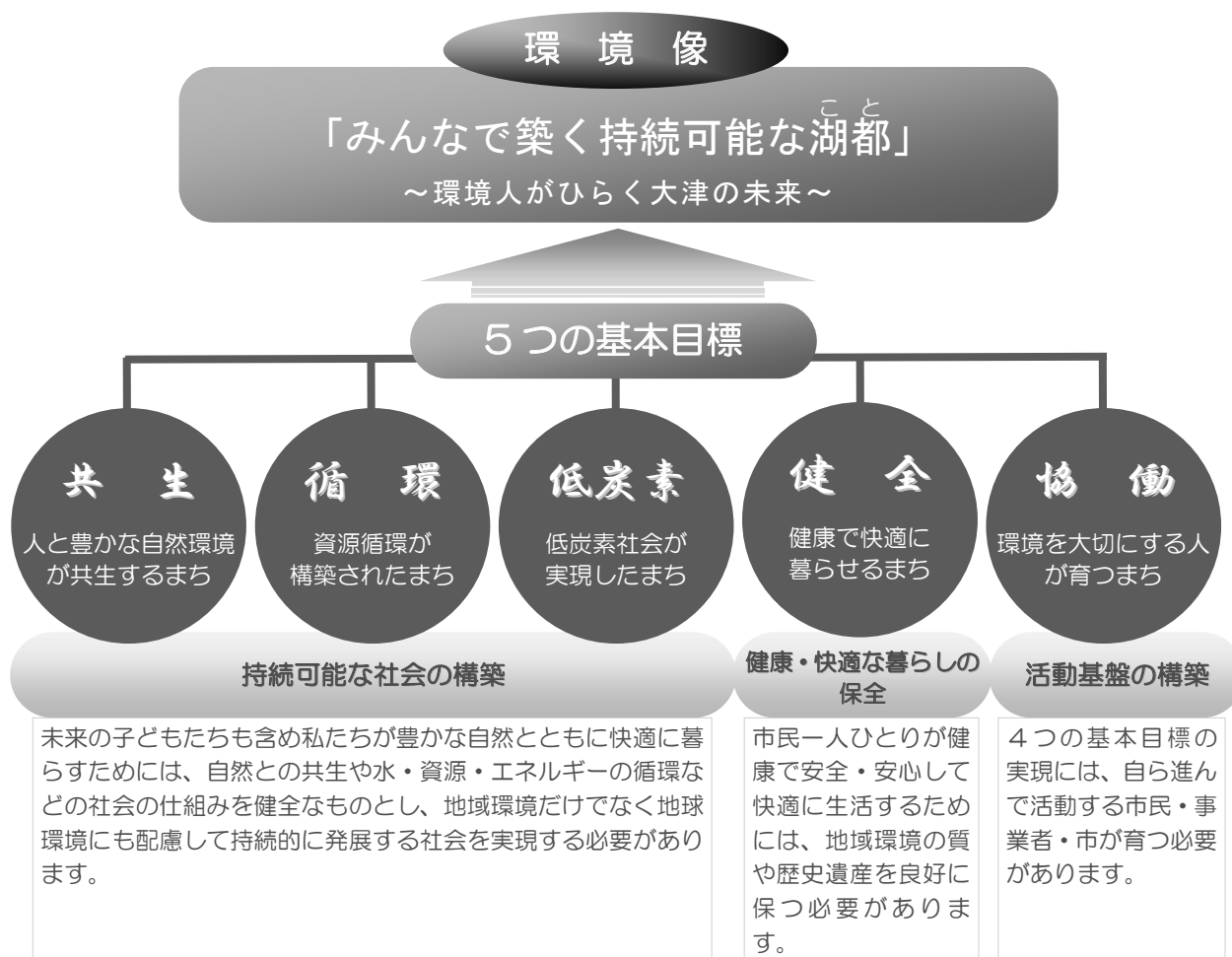
- ア 自然環境、生活環境、快適環境について、地域環境から地球環境までを対象としています。
- イ 大津市のすべての市民、事業者、市が計画を推進する主体です。
- ウ 対象地域は、大津市全域です。

(4) 計画の概要

ア わたしたちが目指す環境像と 5 つの基本目標

私たちが目指す環境像として「みんなで築く持続可能な湖都～環境人がひらく大津の未来～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「低炭素」「健全」「協働」という 5 つの基本目標を設けています。

私たちが目指す環境像と 5 つの基本目標



イ 基本方針と基本施策

5 つの基本目標を達成するために、10 の基本方針を設け、方針に沿った 16 の基本施策を定めています。

ウ 重点事業

「目指す環境像」を実現するため、特に重要な課題に対する事業として 6 つの重点施策を推進します。

エ 環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

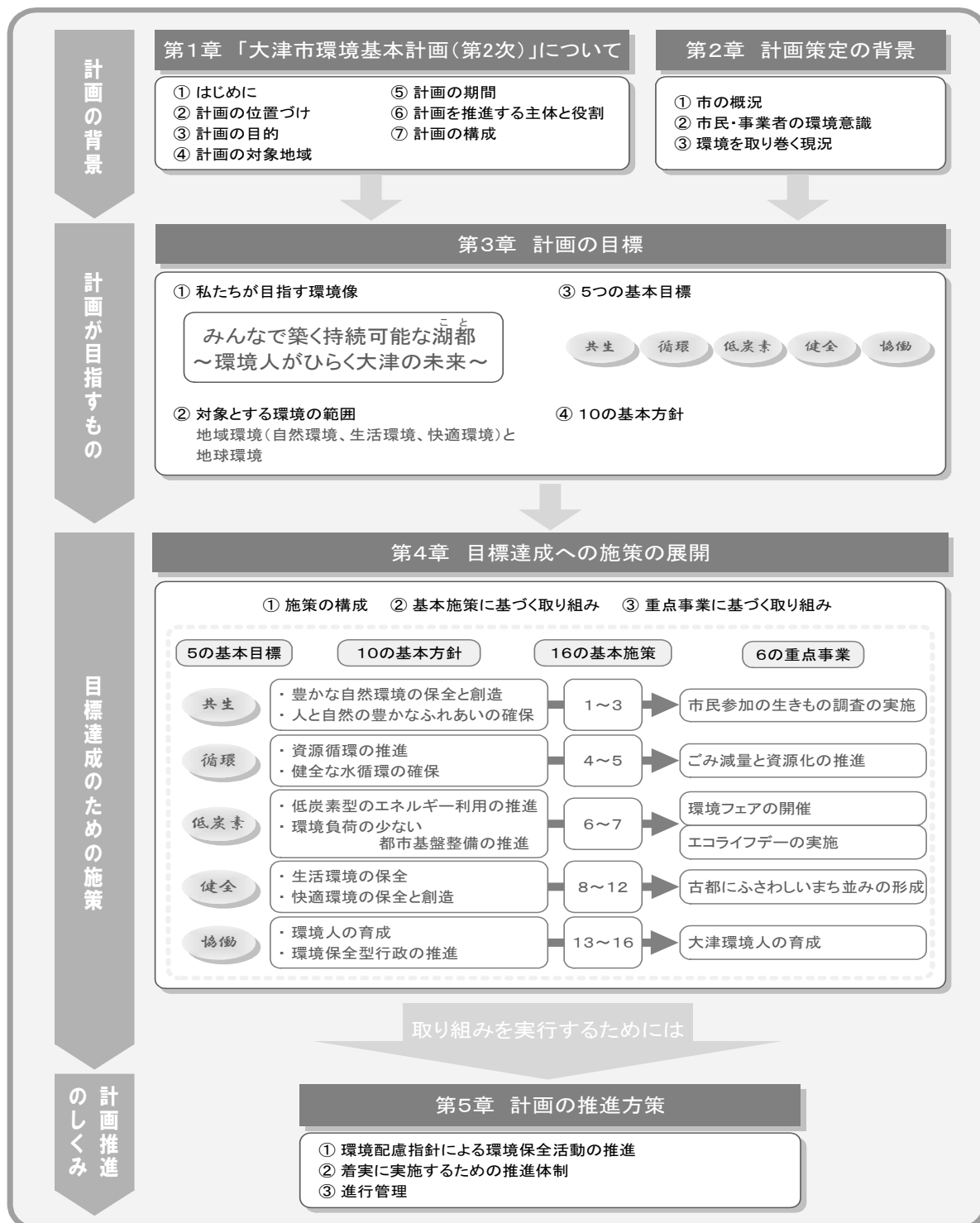
オ 計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより、積極的に計画を推進します。

(5) 事業の実施状況

基本施策の実施状況を資料編にまとめて掲載しました。

環境基本計画の体系



2「アジェンダ 21 おおつ」（大津市地球環境保全地域行動計画）

市では、環境基本計画の考え方にに基づき地球環境の保全に取り組んでいくため、平成 12 年 3 月に『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）を策定し、取り組みを進めてきました。平成 23 年 3 月には、計画期間を平成 23 年度から令和 2 年度までとする第 2 次計画を策定し、現在はこの計画に基づき取り組みを進めています。「アジェンダ 21」とは 21 世紀に向けた地球環境を守るための課題（アジェンダ）という意味です。

なお、令和 2 年 11 月に計画期間を 1 年間延長し、令和 3 年度までに変更しています。

(1) 計画の目標

取り組みの総合的な目標（総合目標）として、次の目標を掲げています。なお、地球温暖化については、長期的な視点で取り組む観点から、2050（令和 32）年度を目標年次とした長期目標も設定しています。

●地球温暖化

【中期目標】

2020 年度までに、温室効果ガス排出量を 2007 年度比で 34%削減します。
（※1990 年度比で 25%削減に相当）

【長期目標】

2050 年度までに、温室効果ガス排出量を 2007 年度比で 82%削減します。
（※1990 年度比で 80%削減に相当）

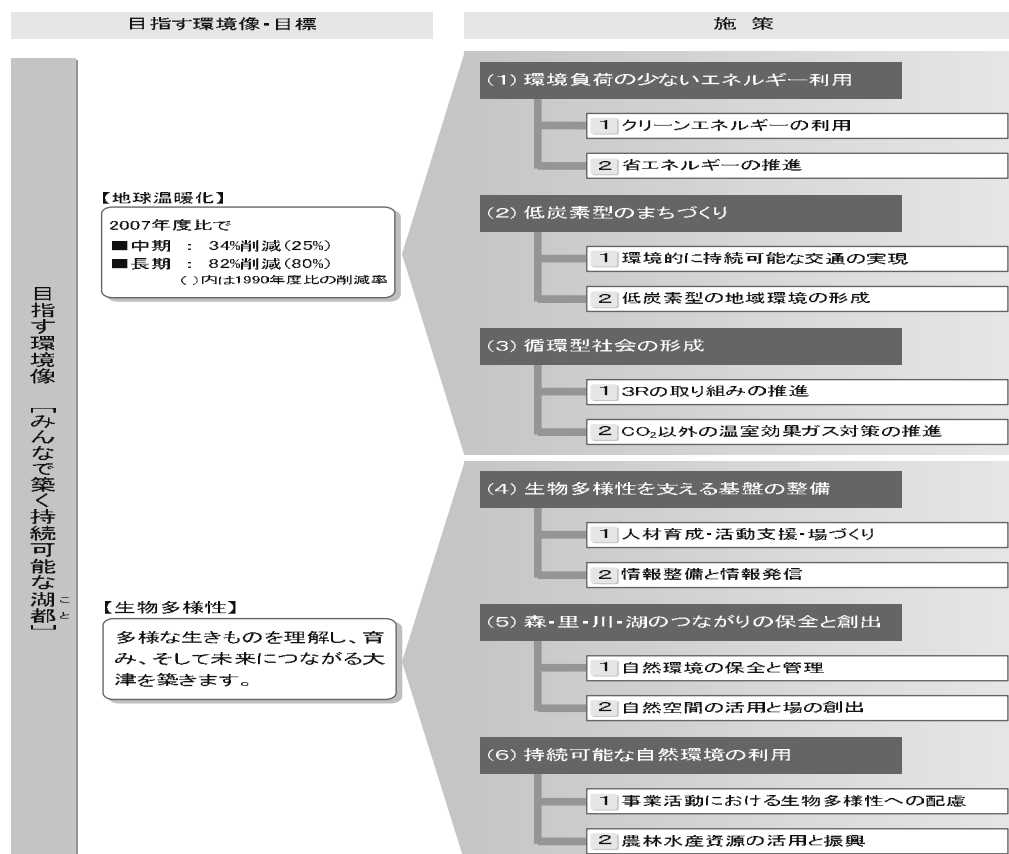
●生物多様性

多様な生きものを理解し、育み、そして未来につながる大津を築きます。

(2) 目標達成に向けた施策

計画目標を達成するため、地球温暖化について 3 つ、生物多様性について 3 つ、計 6 つの施策の柱に基づき、取り組みを行います。

施策の体系



(3) リーディング事業

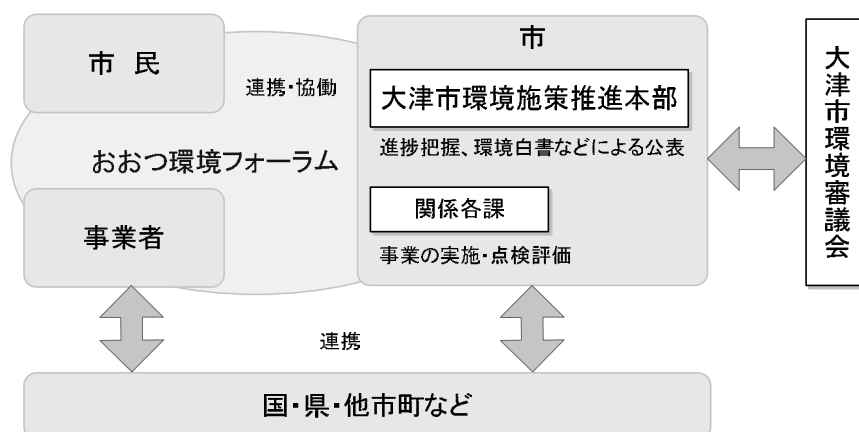
「アジェンダ21おおつ」の目標を実現していく上で、優先的かつ重点的に取り組む必要がある課題の中から、市として、あるいは関係主体が連帯して可能なところから取り組めるものを抽出し、先導的に本計画を推進していくものとして定めています。

9つのリーディング事業

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 【事業1】CO2の『見える化』による省エネルギーの推進 | 【事業2】環境にやさしい事業活動の推進 |
| 【事業3】環境にやさしい運転、自転車・公共交通機関の利用 | 【事業4】地域で取り組む低炭素なまちづくり |
| 【事業5】ごみの減量と資源化 | 【事業6】身近な生きもの調査 |
| 【事業7】地域かんきょう学校づくり | 【事業8】自然環境保全に取り組む団体のネットワーク化 |
| 【事業9】流域管理モデル河川での取り組み | |

(4) 計画の推進

本計画に掲げた目標を達成するために、市民、事業者、市が自主的に取り組むとともに、各主体が連携・協働し、地域が一体となって計画を推進します。



3 大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】

環境配慮指針【自然地域別・主体別編】は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針です。(平成11年3月策定、平成23年3月見直し)

(1) 指針の概要

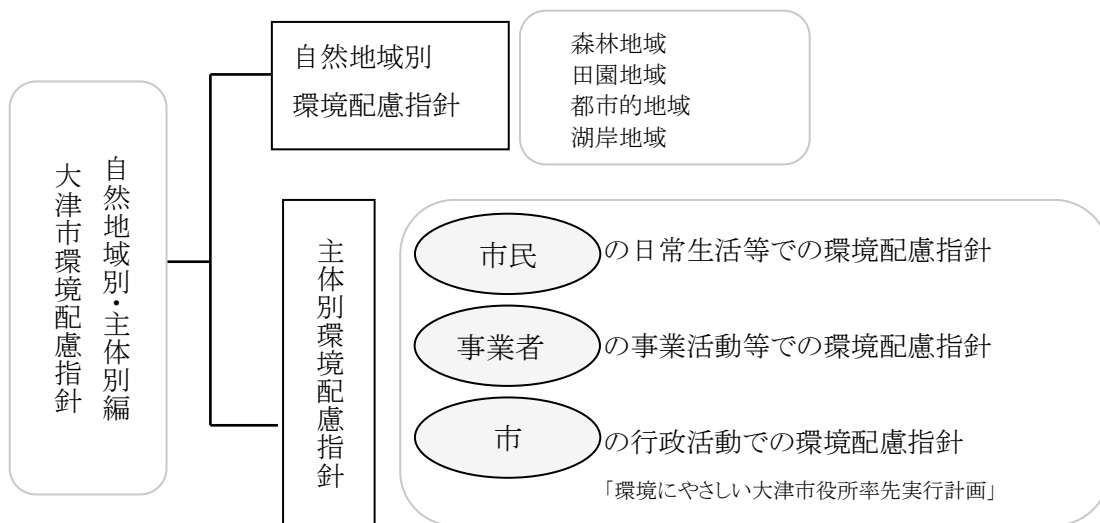
ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が少ない適正な利用を行うことができるよう、「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の4つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者、市が、環境に与えている負荷や自然からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示しています。

環境配慮指針の体系



(2) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、環境管理システムの考え方を参考にして家族で話し合い、できることから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックしたり、環境配慮システムを整備するために活用します。

4 大津市環境審議会

昭和 48 年の環境保全基本条例の制定に伴い、昭和 49 年 2 月に環境審議会が発足し、平成 7 年 9 月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第 19 条に位置付けられたものとなっています。

環境の保全に関し識見を有する 20 人以内の委員で組織され、環境基本条例施行以降、『大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて』、『大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について』、『「大津市環境基本計画」及び「大津市地球環境保全地域行動計画」の策定について』及び『「大津市環境基本計画（第3次）」の策定について』の答申を受けています。

5 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議するため、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第 17 条に基づき設置しています。学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計 15 人以内の委員で組織され、市長の諮問により、平成 23 年には「家庭ごみの有料化について」、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について」の答申を、そして、最近では、令和 3 年 12 月に「一般廃棄物処理基本計画について」の答申を受けています。

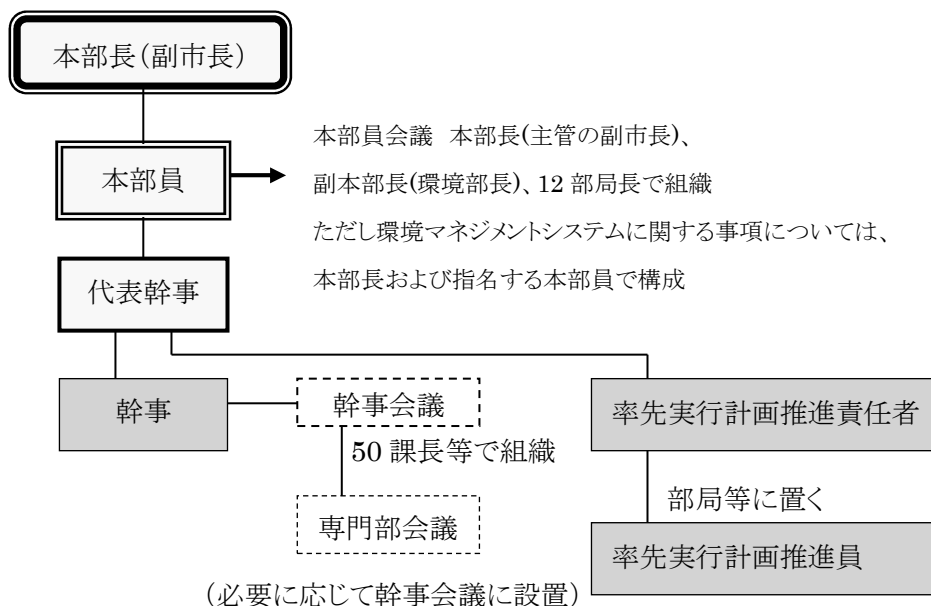
6 大津市環境施策推進本部

良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第 20 条に基づき、平成 9 年 12 月に設置したものです。

副市長を本部長として関係部課で組織し、「大津市環境基本計画」の推進に関すること、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」の推進に関すること、市の環境マネジメントシステムの構築等に関することについて、協議等を行っています。

大津市環境施策推進本部の体系

(令和 4 年 4 月 1 日現在)



7 環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、環境への影響について事前に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画とする制度です。

(1) 国における制度

平成 9 年 6 月に環境影響評価法が制定され、11 年 6 月から全面施行されました。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務付けています。

平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部が改正され、事業者により作成される図書の公表の義務化などについて平成 24 年 4 月 1 日に施行、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等の結果の報告・公表手続について平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

(2) 滋賀県における制度

滋賀県では、昭和 56 年 3 月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定後、平成 10 年 12 月に滋賀県環境影響評価条例を新たに制定し、平成 11 年 6 月に全面施行されました。この条例は、①早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、②複合開発事業の概念の導入、③住民参加の機会の充実、④事後調査の手続きの充実、⑤知事意見の反映を担保する手続きの導入などが特徴となっています。

平成 25 年 3 月には、法の改正の趣旨を踏まえた条例の改正が行われ、平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月と段階的に施行されました。

なお、本市においては、大津市環境影響評価専門委員会を設置しており、滋賀県から環境保全に関する意見を求められた際には、委員会において専門的な事項についての審議が行われ、その結果を受けて本市から意見書が提出されます。